

受注工事明細表

(一工事5百万円未満 確認用)

平成 年 月 日現在

被保証人

(単位：千円)

発注者	工事名	工期	請負金額
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
		自	
		至	
合計	件		

1. 建設業の許可を有しておらず「軽微な工事」のみを請負している場合は、申込日の直近盛業期3ヵ月分(連続していなくても可)の工事実績を記入してください。

軽微な工事とは、① 工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては15百万円未満(消費税を含む)の工事または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事。

② 建築一式工事以外の建設工事にあつては5百万円未満(消費税含む)の工事。

(一工事5百万円以上の工事を行っている場合は、その工事が「建築一式工事で15百万円未満の工事または延べ面積150㎡未満の木造住宅工事」であることを工事請負契約書等で確認する必要があります。)

2. 工事金額が少額であり「その他諸口工事(件)」とまとめて記載する場合は、合計金額が5百万円未満(消費税を含む)となる件数までとします。

3. 内容に差異がなければ、ほかの様式のものにかえることができます。

北海道信用保証協会

2015
(29.11改)